

14. 看護小規模多機能型居宅介護について- 1

改定事項と概要

(1) 看護体制の機能に伴う評価の見直し

- 提供される看護の実態や利用者の重度化を踏まえた看護提供体制を評価した加算と減算を設けるとともに、利用者の在宅療養生活を継続する観点から、利用者の医療ニーズに重点的な対応をしている事業所に係る当該加算については、区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。

(2) 同一建物居住者へのサービス提供に係る評価の見直し

- サービスの提供実態を踏まえ、事業所と同一建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)に居住する利用者に対してサービスを行う場合の基本報酬を設定する。

(3) 登録定員等の緩和

- 登録定員を29人以下とする。あわせて、登録定員が26人以上29人以下の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所について、当該事業所の居間及び食堂を合計した面積が、「利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さが確保されている場合」には、通いサービスに係る利用定員を18人以下とすることを可能とする(運営基準事項)。

(4) 運営推進会議及び外部評価の効率化

- 運営推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的を有することを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価(自己評価)を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとする(運営基準事項)。

173

14. 看護小規模多機能型居宅介護について-2

改定事項と概要

(5) サービス名称の見直し

- サービスの普及に向けた取組の一環として、サービス内容が具体的にイメージできる「看護小規模多機能型居宅介護」に改称する(運営基準事項)。

(6) 事業開始時支援加算の延長

- 今後も更なる整備促進を図る観点から、平成29年度末まで延長する。

(7) 総合マネジメント体制強化加算の創設

- 看護小規模多機能型居宅介護を提供する事業所は、日々変化し得る利用者の状態を確認しつつ、一体的なサービスを適時・適切に提供するため、利用者の生活全般に着目し、日頃から主治医や看護師、他の従業者といった多様な主体との意思疎通等を図り、適切に連携するための体制構築に取り組むなどの積極的な体制整備について評価を行う。当該加算については区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。

174

1 4. 看護小規模多機能型居宅介護 (1) - 1 看護体制の機能に伴う評価の見直し

概要

- ・ 提供される看護の実態や利用者の重度化を踏まえた看護提供体制を評価した加算と減算を設ける。
- ・ 利用者の在宅療養生活を継続する観点から、利用者の医療ニーズに重点的な対応をしている事業所に係る当該加算については、区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。

点数の新旧

(なし)



(新設) 訪問看護体制強化加算
+2,500単位/月

算定要件

- ・ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ① 算定日が属する月の前3月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が100分の80以上であること。
- ② 算定日が属する月の前3月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上であること。
- ③ 算定日が属する月の前3月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上であること。

175

1 4. 看護小規模多機能型居宅介護 (1) - 2 看護体制の機能に伴う評価の見直し

概要

- ・ 提供される看護の実態や利用者の重度化を踏まえた看護提供体制を評価した加算と減算を設ける。

点数の新旧

(なし)



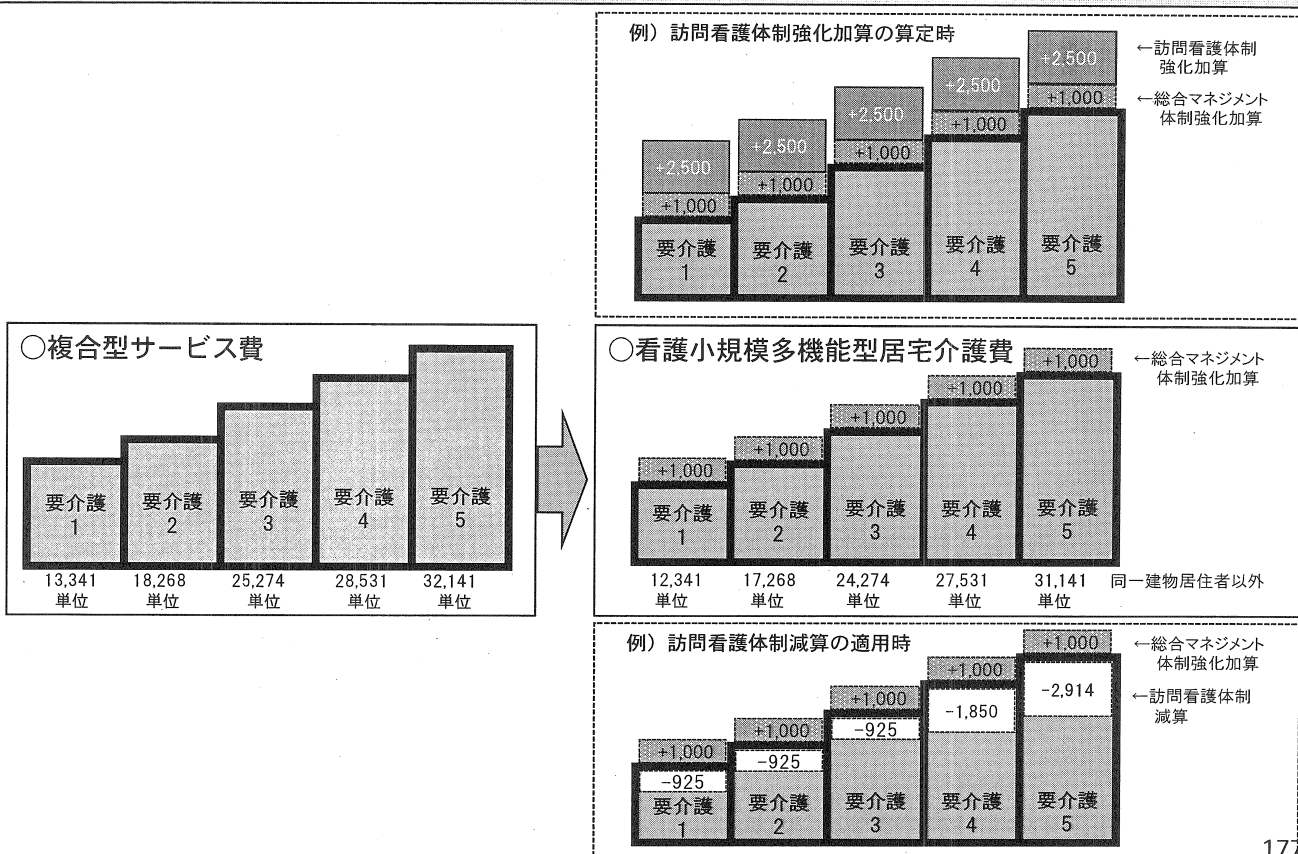
(新設)
訪問看護体制減算
要介護1から3まで - 925単位
要介護4 - 1,850単位
要介護5 - 2,914単位

算定要件

- ・ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ① 算定日が属する月の前3月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が100分の30未満であること。
- ② 算定日が属する月の前3月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の30未満であること。
- ③ 算定日が属する月の前3月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の5未満であること。

176

1 4. 看護小規模多機能型居宅介護（1）-3 看護小規模多機能型居宅介護費のイメージ図（1月あたり）



1 4. 看護小規模多機能型居宅介護（2） 同一建物居住者へのサービス提供に係る評価の見直し

概要

- サービスの提供実態を踏まえ、事業所と同一建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）に居住する利用者に対してサービスを行う場合の基本報酬を設定する。

点数の新旧

複合型サービス費

要介護1	13,341単位
要介護2	18,268単位
要介護3	25,274単位
要介護4	28,531単位
要介護5	32,141単位

複合型サービス費

看護小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

（1）同一建物居住者以外の登録者 に対して行う場合

要介護1	12,341単位
要介護2	17,268単位
要介護3	24,274単位
要介護4	27,531単位
要介護5	31,141単位

（2）同一建物居住の登録者 に対して行う場合

要介護1	11,119単位
要介護2	15,558単位
要介護3	21,871単位
要介護4	24,805単位
要介護5	28,058単位

算定要件

- 同一建物居住者以外の登録者に対して行う場合
看護小規模多機能型居宅介護の登録者が、当該看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）以外の建物に居住する場合
- 同一建物居住の登録者に対して行う場合
看護小規模多機能型居宅介護の登録者が、当該看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物（建物の定義は同上。）に居住する場合

1 4. 看護小規模多機能型居宅介護（3） 登録定員等の緩和

概要

- ・登録定員を29人以下とする。
- ・あわせて、登録定員が26人以上29人以下の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所について、当該事業所の居間及び食堂を合計した面積が、「利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さが確保されている場合」には、通いサービスに係る利用定員を18人以下とすることを可能とする。（運営基準事項）

基準の新旧

- ・登録定員 25人以下
- ・通いサービス定員 登録定員の2分の1から15人まで



- ・登録定員 29人以下
- ・通いサービス定員 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える事業所にあつては、登録定員に応じて次に定める利用定員）まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

その他

- ・通いサービスの利用定員について15人を超えて定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、居間及び食堂を合計した面積は、利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さ（1人当たり3㎡以上）を確保することが必要である。

179

1 4. 看護小規模多機能型居宅介護（4） 運営推進会議及び外部評価の効率化

概要

- ・運営推進会議と外部評価の効率化を図る観点から、ともに「第三者による評価」という共通の目的を有することを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとする。

改正後の基準

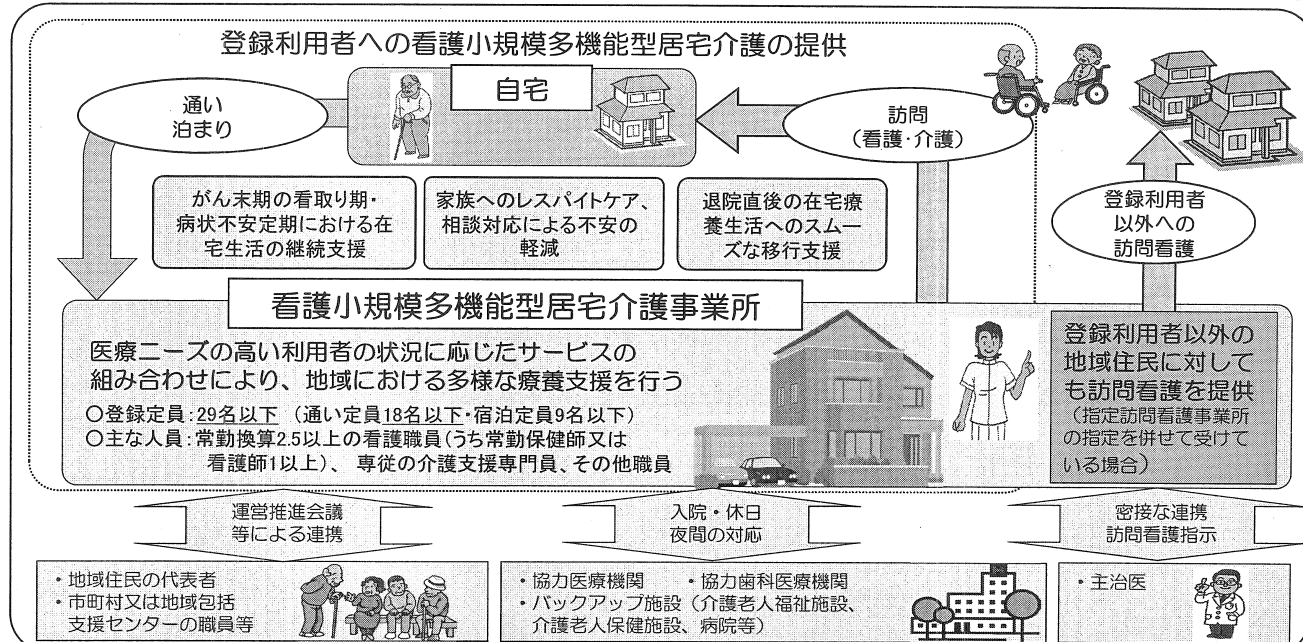
- ・現行の「都道府県が指定する外部評価機関において行うサービスの評価を受けなければならない」とする規定は廃止する。
- ・見直し後は、看護小規模多機能型居宅介護事業所は、自らその提供する看護小規模多機能型居宅介護の質の評価（自己評価）を行い、これを運営推進会議においてチェックし、公表する仕組みとする。
- ・その上で、運営推進会議における客観的な評価能力を担保するため、「評価」として行う運営推進会議には、構成員として市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者を参加させることを求める。

180

1 4. 看護小規模多機能型居宅介護（5） サービス名称の見直し

概要

- サービスの普及に向けた取組の一環として、サービス内容が具体的にイメージできる「看護小規模多機能型居宅介護」に改称する（運営基準事項）。



181

1 4. 看護小規模多機能型居宅介護（6） 事業開始時支援加算の延長

概要

- 今後も更なる整備促進を図る観点から、平成29年度末まで延長する。

点数の新旧

+500単位／月



変更なし

算定要件

（現行と同様）

- 事業開始後1年未満の看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、算定月までの間、登録者の数が登録定員の100分の70に満たない指定看護小規模多機能型居宅介護事業所について、平成30年3月31日までの間、1月につき所定単位数を加算する。

182

14. 看護小規模多機能型居宅介護（7）総合マネジメント体制強化加算の創設 （定期巡回・随時対応型訪問介護看護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護共通）

概要

- ・ 看護小規模多機能型居宅介護を提供する事業所は、利用者の生活全般に着目し、日頃から主治医や看護師、他の従業者といった多様な主体との意思疎通等を図り、適切に連携するための体制構築に取り組む必要があり、通常の居宅サービスとは異なる「特有のコスト」が存在する。当該コストは、現行もそれぞれの基本サービス費の中で手当されているが、より効果的・効率的に利用者を主体とした在宅における生活の継続を可能とする観点から、積極的な体制整備について、新たな加算として評価する。

点数の新旧

（なし）



（新規）

総合マネジメント体制強化加算 1,000単位／月

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護共通）

算定要件

- ・ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。（定期巡回・小規模多機能・看護多機能共通事項）
 - ① 個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、随時適切に評価されていること。
 - ② 個別サービス計画の見直しの際に、利用者又はその家族に対して、当該見直しの内容を説明し、記録していること。
- ・ この他、「病院又は診療所等に対し、日常的に、情報提供等を行っている」、「地域における活動への参加の機会が確保されている」ことなどを要件としている。

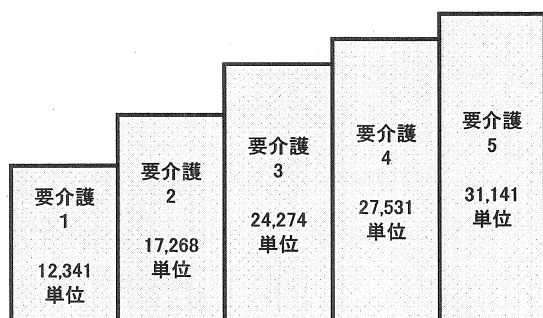
（※）本加算は、区分支給限度基準額の算定に含めない。

183

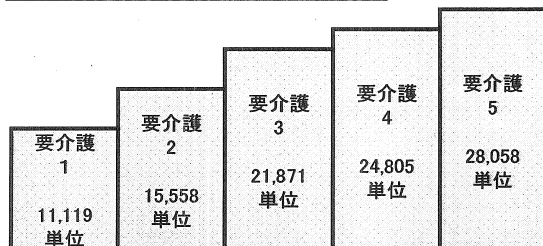
14. 看護小規模多機能型居宅介護〔報酬のイメージ（1月あたり）〕

利用者の要介護度に応じた基本サービス費

（1）同一建物居住者以外の登録者に対して行う場合



（2）同一建物居住者に対して行う場合



は今回の報酬改定で見直しのある項目

利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する加算・減算

登録日から30日以内のサービス提供【初期加算】(30単位／日)	特別な管理の評価【特別管理加算】(250単位、500単位／月)
24時間の訪問看護対応体制を評価【緊急時訪問看護加算】(540単位／月)	認知症の者に対するサービス提供【認知症加算】(800単位、500単位／月)
医療ニーズに重点的に対応する体制を評価【訪問看護体制強化加算】(2,500単位／月)	総合マネジメント体制強化加算 (1,000単位／月)
介護福祉士や常勤職員等を一定割合以上配置（サービス提供体制強化加算） ・介護福祉士5割以上: 640単位 ・介護福祉士4割以上: 500単位 ・常勤職員等: 350単位	事業開始後の経営安定化の支援【事業開始時支援加算】(500単位／月)
訪問看護体制減算 (-925単位／月～-2,914単位／月)	介護職員処遇改善加算 ・加算Ⅰ: 7.6% ・加算Ⅱ: 4.2% ・加算Ⅲ: 加算Ⅱ×0.9 ・加算Ⅳ: 加算Ⅱ×0.8
末期の悪性腫瘍等で医療保険の訪問看護の実施 (-925単位／月～-2,914単位／月)	サービスの提供が過少である事業所 (-30%)
	定員を超えた利用や人員配置基準に違反 (-30%)
	特別指示による医療保険の訪問看護の実施 (-30単位～-95単位／日を指示日数に乘じる)

※加算・減算は主なものを記載 ※点線枠の加算は区分支給限度基準額の枠外

184

14. 看護小規模多機能型居宅介護〔基準等 - 1〕

必要となる人員・設備等

基準項目	要件等
従業者の員数	①日中 ・通いサービス提供:利用者3人に対し1以上(常勤換算) ・訪問サービス提供:2以上(常勤換算) ・人員配置は各サービスに固定にせず、柔軟な業務遂行が可能 ・通いサービス及び訪問サービス提供のうちそれぞれ1以上は保健師、看護師又は准看護師 ②夜間・深夜 ・泊まりサービス及び訪問サービス提供:2人以上(うち1人は宿直勤務可) (泊まりサービスの利用者がいない場合、訪問サービス提供のために必要な連絡体制を整備しているときは、夜間・深夜の時間帯を通じて宿直勤務及び夜間・深夜の勤務を行う従業員を置かないことができる) ③従業者のうち1以上が常勤の保健師又は看護師 ④従業者のうち保健師、看護師又は准看護師は常勤換算法で2.5人以上 ⑤訪問看護事業者の指定を併せて受け、同一事業所で一体的な運営をしていれば、訪問看護ステーションの人員基準(看護職員2.5人以上)を満たすことにより④の基準を満たすものとみなす ⑥「認知症対応型共同生活介護事業所」「地域密着型特定施設」「地域密着型介護老人福祉施設」「指定介護療養型医療施設」を併設する場合、一体的な運営をしていれば兼務可能(同一時間帯で職員が行き来を認める) ⑦必要な研修を修了し、居宅サービス計画等の作成に専従する介護支援専門員(非常勤可、管理者との兼務可)を置く ⑧介護支援専門員は利用者の処遇に支障がない場合は、事業所・併設施設等の他の職務に従事できる

※ 太字は看護小規模多機能型居宅介護で特徴となる部分(他は小規模多機能型居宅介護の基準に準じている部分)

185

14. 看護小規模多機能型居宅介護〔基準等 - 2〕

基準項目	要件
管理者	①常勤専従(管理上支障が無い場合は、事業所・併設施設等の職務に従事できる) ②特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業員又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験があり、厚生労働大臣が定める研修(認知症対応型サービス事業開設者研修)を修了した者又は保健師若しくは看護師
代表者	①特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業員又は訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験、又は保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験があり、厚生労働大臣が定める研修(認知症対応型サービス事業管理者研修)を修了した者又は保健師若しくは看護師
登録定員・利用定員	①登録定員:29人以下 ②通いサービス利用定員:登録定員の2分の1から15人まで ただし、登録定員が26人以上29人以下の事業所について、居間及び食堂を合計した面積が、「利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さ(1人当たり3㎡以上)が確保されている場合」は、通いサービスに係る定員を18人までとすることができる。 ③泊まりサービス利用定員:通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで
設備・備品等	①居間及び食堂は機能を十分に発揮しうる適当な広さ ②宿泊室 ・個室の定員:1人(利用者の処遇上必要と認められる場合は2人) ・個室の床面積:7.43㎡以上(病院又は診療所の場合は6.4㎡以上(定員1人の場合に限り)) ・個室以外の宿泊室:合計面積が1人当たり概ね7.43㎡以上で、プライバシーが確保された構造 ③家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地等に立地する

※ 太字は看護小規模多機能型居宅介護で特徴となる部分(他は小規模多機能型居宅介護の基準に準じている部分)

※ 下線は今回の改定で改正した部分

186